

第392回

五島海区漁業調整委員会議事録

月 日：令和4年6月7日（火）

場 所：五島振興局4階B会議室
長崎県五島市福江町7番1号

第392回 五島海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 : 令和4年6月7日(火) 9時45分から11時08分まで
2. 開催場所 : 五島振興局4階B会議室
長崎県五島市福江町7番1号
3. 開催通知 : 令和4年5月31日(火)
【発送年月日: 令和4年5月31日(火)】
4. 公示日 : 令和4年5月31日(火)
5. 公示方法 : 五島振興局掲示板に掲示するとともに、長崎県庁、県北振興局、
杵岐振興局、対馬振興局ならびに管内各市町、各漁業協同組合に
公示を依頼した。
6. 出席委員 : 熊川会長、太田委員、吉村委員、有川町漁業協同組合委員、川上委員、
草野委員、松尾委員、大久保委員、田端委員
7. 欠席委員 : 高山委員
8. 臨席者 : 漁業振興課 笹山課長補佐、石田主任技師
漁港漁場課 伊藤課長補佐
9. 事務局 : 坪内事務局長、大隈次長、水田係長
10. 議題 :
 - 第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)
 - 第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定
について(諮問)
 - 第3号議案 第1種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更
について(諮問)
 - 第4号議案 五島西地区(仮称)県営マウンド礁設置にかかる漁業調
整上の支障の有無について
 - その他(1) 長崎県漁業調整規則の一部改正にかかる状況報告につ
いて
 - その他(2) 令和3管理年度(第7管理期間)におけるくろまぐろの
漁獲実績について
 - その他(3) 令和4管理年度(第8管理期間)におけるくろまぐろの
追加配分について

第392回 五島海区漁業調整委員会 議事録

日時：令和4年6月7日（火）9時45分から11時08分まで
場所：五島振興局4階B会議室 長崎県五島市福江町7番1号

事務局	定刻となりましたので、ただいまから、第392回五島海区漁業調整委員会を開催します。
熊川会長	開会にあたりまして、 熊川会長からご挨拶をお願いします。 (挨拶)
事務局	ありがとうございました。 なお、本日は議案についての説明のため、長崎県水産部漁業振興課から笹山課長補佐と石田主任技師、漁港漁場課から伊藤課長補佐が出席していますのでご紹介します。
笹山課長補佐	(挨拶)
石田主任技師	(挨拶)
伊藤課長補佐	(挨拶)
熊川会長	それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について、事務局より報告願います。
事務局	本日は、9名の委員が出席されています。 出席者が過半数を超えていますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立していますことをご報告します。
熊川会長	これより議事に入ります。今回の議事録署名人を指名したいと思います。慣例に従いまして、今回は「大久保委員」と「草野委員」にお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。
各委員	異議なし
熊川会長	ご異議もないようですので、今回の議事録署名人は、「大久保委員」と「草野委員」にお願いします。

熊川会長

本日の議題はお手元の資料にもありますとおり、

第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について（諮問）

第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

第3号議案 第1種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について（諮問）

第4号議案 五島西地区（仮称）県営マウンド礁設置にかかる漁業調整上の支障の有無について

その他（1） 長崎県漁業調整規則の一部改正にかかる状況報告について

その他（2） 令和3管理年度（第7管理期間）におけるくろまぐろの漁獲実績について

その他（3） 令和4管理年度（第8管理期間）におけるくろまぐろの追加配分について

となっております。

熊川会長

それでは、第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について（諮問）を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

資料の2ページをご覧ください。

県知事から諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。

（諮問文朗読）

（資料説明）

以上で説明を終わります。

熊川会長

ただいま、第1号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

各委員

（意見、質問等なし）

熊川会長

他にご意見、ご質問等もないようですので、第1号議案について、採決に入ります。

熊川会長

第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について（諮問） につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ござい

ませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、
第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について（諮問） につきまし
て、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。
以上で、第1号議案を終了します。

熊川会長 続いて、
第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定に
ついて（諮問） を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の資料19ページをご覧ください。県知事から諮問文が届いてい
ますので、朗読させていただきます。
（諮問文朗読）
（資料説明）

熊川会長 第2号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等があり
ましたら、ご発言をお願いします。

各委員 （意見、質問等なし）

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第2号議案について、採決
に入ります。

熊川会長 第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定に
ついて（諮問） につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、
答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、
第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定に
ついて（諮問） につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、
答申することに決定します。
以上で、第2号議案を終了します。

熊川会長 続いて、
第3号議案 第1種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について（諮問） を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の資料26ページをご覧ください。県知から事諮問文が届いていますので、朗読させていただきます。
（諮問文朗読）

事務局 （資料説明）

事務局 補足説明をさせて下さい。
本件にも関係する話ですが、前回の委員会で、くろまぐろ養殖場の生簀の増設はコロナ禍で出荷が停滞していることを理由に特別に認められている旨、説明をさせて頂きました。
草野委員から令和5年9月の一斉切替にあたって同様の考え方で生簀の拡大が認められるのか、ということでご質問を頂いておりました。その点につきましては本庁の漁業振興課へ確認したところ、今後も、個別に国との協議は必要ではありますが、一斉切替にあたっても要望に応じて、魚体の大型化や飼育の長期化が進んでいるということもあるので、同様に対応する考えであることを確認しております。この場でご報告させて頂きます。

熊川会長 皆様へお聞きする前に、資料26ページでは、生簀は19台から25台になっているが、資料27ページでは24台から30台になっている。これはどういうことか。

事務局 資料の26ページをご覧ください。天然種苗活込分の生簀は新旧共に5台で、変更がありません。移送分を19台から25台へと、6台増加する、変更をするものであります。

熊川会長 ただいまの第3号議案の説明に、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

吉村委員 移送分が紛らわしい、というか分かり難い。

事務局 天然種苗の活け込みですが、地元の曳き縄船が獲ってきたものとか、まき網船団が獲ってきたものとかを、初めて養殖場の生簀に入れるのが新規の「活け込み」で、本漁場につきましては生簀が5台、尾数の上限が20

00尾となっています。新規種苗を活け込む分と、一旦他の漁場に活け込み、他の漁場から移送してくる分の生簀は分けて下さい、ということで、今回であれば活け込み分が5台、移送分が25台となっているものです。

吉村委員 自分たちが獲ってきたヨコワを、移送分へ活け込んだらいけない、というのがある分けだが、これは確実に守られているのか、確認がきちんとして行われているのか、といったことに紛らわしい所があるのでお尋ねしている。

養殖業者の申請があれば、移送用に活け込んで良いわけでしょう。

例えば、自分たちが獲ってきたヨコワを移送用生簀に活け込んで、成魚まで飼えるわけでしょう。元々養殖業者には決められた枠があるが、移送用ということで、どんどん尾数を増やせるわけでしょう。

草野委員 吉村委員が言われたことは、移送用生簀で本来、活け込み尾数としてカウントすべきものがカウントされないで養殖されている、という実態がある。割当尾数をはみ出して、養殖をしている実態が現実的にあるということではないか。

移送元から移送用の魚を違う場所へ持っていく。その際、移送元でカウントしているから、移送先では報告しなくて良い、というのが業者の口ぶりである。

事務局 移送の対象となるくろまぐろは、初めて活け込まれた漁場でカウント済みのものであります。ある漁業権から他の漁業権へ何尾移した、といった情報は国に、養殖実績報告という形で、詳細な報告を行っています。

草野委員 そういった規定になっているが、現実的には業者同士の取引の中で、その報告は十分になされていない。規則が徹底していないから、日本全体で50万尾の枠をおそらくはみ出していると、私は思う。

確固たる証拠は突き止められないが。

事務局 国へのくろまぐろ養殖実績報告の中では、ある漁場へ移送されてきたくろまぐろは移送元の情報もセットで報告されます。移送元の情報は分かるような様式になっており、県をまたいだ分は国がチェックしています。

草野委員 県内はちゃんと管理されているかもしれないが、県外はどうか。

草野委員 上五島で活け込んだくろまぐろが一時保管されて、県外へ移送された際に、県外でカウントされているのか。当初は生簀の中の確認を行っていた

が、最近は全く行っていない。履行確認をしないから疑いの目でみられる。生簀の拡大が進んで行くのに合わせて、疑念が拡大していく。

事務局 　例えば、愛媛県で活け込まれたくろまぐろを長崎県へ移送した場合、愛媛県の側にも記録にないとおかしいので、そこは国の方で見えています。実際に、食い違いがある場合は国の方から間違いの指摘が行われて、報告の修正を行ったことがあります。県をまたいだ移動は国の方で、くろまぐろ養殖実績報告の数字で、チェックしています。

草野委員 　制度はあるが、制度がずさんではないかと指摘している。その辺は国との交渉の中で、県の方からきちんと指摘をして欲しい。

吉村委員 　移送用、移送用ということで、生簀がどんどん増えて、成魚まで飼えるわけで、現に飼っている。

草野委員 　要は、生簀の中の確認ということで、当初は何回か、生簀の中の確認をしていたが、最近全然確認はしていない。

現実的には四国から持ってきたものは四国でカウントしているから、長崎では届け出はしません、といったことが内の中であった。この件で水産庁へ言っても、水産庁からは明確な答えが無い分けですよ。

草野委員 　長崎県と高知県では制限の掛け方が違う。長崎県は尾数・生簀面積も制限しているが、制度上の違いもある。履行確認をしないから、そういう疑いの目で見られる。

事務局 　生簀が拡張していくに際して、このような懸念が拡大していく、ということがあるので、これをどうしていくのか、ということですね。

熊川会長 　特に県をまたいだ際の管理とチェックを、ちゃんとして欲しいということで、委員の皆様方が心配されておりますので、ご要望があったということをお願いします。

事務局 　ご要望があった旨、了解しました。

熊川会長 　他にご意見、ご質問等もないようですので、第3号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第3号議案 第1種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について（諮問） につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、
第3号議案 第1種くろまぐろ小割式養殖業に付加された条件の変更について（諮問） につきまして、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。
以上で、第3号議案を終了します。

熊川会長 それでは、第4号議案 五島西地区（仮称）県営マウンド礁設置にかかる漁業調整上の支障の有無について、を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料3 1ページをご覧ください。県知事から協議文が届いていますので、朗読させていただきます。
（協議文朗読）
（資料説明）
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

熊川会長 ただいま、第4号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

吉村委員 資料3 2ページの「その他」の欄で、構成材は今後決定するとなっているが、県の方で決定する前に、五島海区としての考え方もあるので、組合長会とのすり合わせもお願いしたい。

伊藤課長補佐 構造、規模については、今後、詳細なシミュレーションを掛けて、詳細に検討して参ります。その際にご意見をお伺いしながら、慎重に判断したいと考えております。

熊川会長 他にご意見、ご質問等もないようですので、第4号議案について、採決に入ります。

熊川会長 第4号議案 五島西地区(仮称)県営マウンド礁設置にかかる漁業調整上の支障の有無について つきまして、原案どおりとして差し支えない旨、回答することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

熊川会長 ご異議もないようですので、
第4号議案 五島西地区(仮称)県営マウンド礁設置にかかる漁業調整上の支障の有無について つきまして、原案どおりとして差し支えない旨、回答することに決定します。
以上で、第4号議案を終了します。

熊川会長 続いて、その他の件、
(1) 長崎県漁業調整規則の一部改正にかかる状況報告について 事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の資料の36ページをご覧ください。
(資料説明)
以上で説明を終わります。

熊川会長 ただいま、その他について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

各委員 (意見、質問等なし)

熊川会長 続いて、その他の件、
(2) 第7管理期間におけるくろまぐろの漁獲実績について、 事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の資料の39ページをご覧ください。
(資料説明)
以上で説明を終わります。

熊川会長 ただいま、その他(2)について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

草野委員 資源管理のお陰で、くろまぐろは増えている訳です。定置網に大量に入

って、色々なところから枠を融通して貰っているが、そのことについて少し認識がたりない地域もある、とっております。県の指導が足りない。

最終的にオーバーして、対馬の枠でオーバー分を補填しているのに、枠があるのに獲らせなかった、というような考え方の人がいる。そういうことを言う、ということは資源管理の取り組みについて、県の指導がたりないのではないかと思うので、その辺はしっかり指導して欲しい。

事務局

草野委員のご懸念は理解しております。

くろまぐろの第7管理期間の色々な問題を踏まえ、本庁からも伺っておりますが、特に県北海区では今のところ順調にくろまぐろが獲れておりますが、抑制をするように強く指導が行われております。

また、五島海区につきましても、漁協の事務方にとっては大変かと思いますが、漁獲があった際には毎日報告を頂いて、モニターに努めております。今後は必要に応じて、指導・連絡をしていきたいと考えております。この点については我々も頑張っていきたいと、考えております。

熊川会長

最後に、その他の件、

(3) 第8管理期間におけるくろまぐろの追加配分について 事務局の説明を求めます。

事務局

お手元の資料の45ページをご覧ください。ご説明させていただきます。

(資料説明)

以上で説明を終わります。

熊川会長

ただいま、その他(3)について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。

草野委員

小型魚の配分についてですが、長崎県には過去の実績に基づいて、承認制(漁船漁業)に有利に配分されているが、この中で、定置漁業に関する配分は少ない。この理由は県にも責任があって、当初、定置枠は国全体で管理しようという思惑もあって、定置の漁獲枠を低く抑えて、国に対して報告をしている可能性が十分ある。

追加配分がある際には、枠が少ない定置漁業に対する補充を拡大して貰いたい。当初の行き違いも多分にあるので、定置漁業の漁獲割り当てを増やして欲しい。

国に対しても言いたいのが、国全体の漁獲を見直すとなると、長崎県に不利になるので、長崎県内で調整して貰わないといけない。

県内で割り当てられた承認制への漁獲枠は削り難いので、保留枠などがあるときには定置漁業の枠への配分を、県全体として議論して欲しい。

熊川会長 定置の漁獲枠が少ないのは五島だけか、県全体か。

草野委員 県全体である。当初、定置の資源管理は全国枠で管理しようとしていた。ただ全国に枠を持っていくことは、勿体ないということになった。

特に私のところの漁場は県内でも有数のくろまぐろの漁場であるのに、枠がない。

元々、定置漁業には資源管理は押し付けないという国の方針があったのが、外国からの締付で、定置漁業もくろまぐろの資源管理に取り組んで貰わなければならない、という最初の経緯もあって、最初の漁獲実績の報告は、特にそんなに強く求められていなくて、その報告がどうしても十分にはなされていなかった。よって、長崎県の定置網漁業の漁獲枠は少ない結果となっている。

熊川会長 配分枠の配分がなされる際には今の意見を反映して頂くように検討をして貰いたい。ご要望があったということで、お願いします。

事務局 要望があった旨、漁業振興課資源管理班へお伝えするようにします。

熊川会長 これで、本委員会で予定していました議題はすべて終了しました。委員の方から、何かご意見ご質問等がありましたらご発言をお願いします。

各委員 (意見、質問等なし)

熊川会長 他に、ご意見、ご質問等もないようですので、事務局から何かございませんか。

事務局 次回の開催予定は、6月17日の予定です。

主な議案は、長崎県五島海区漁業調整委員会指示「動力船を使用するつりによるいかの採捕制限」の発動要請について を予定しています。

熊川会長 このことについて、委員の方からご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 (質問、意見等なし)

熊川会長

他に、ご意見、ご質問等もないようですので、以上をもちまして本委員会を終了します。

お忙しい中のご出席、ありがとうございました。